

新型コロナウイルス感染予防対策対応

自治会が開催する総会等の開催方法について

新型コロナウイルス感染症対策として、書面表決や委任状を活用した総会等の開催方法についてご案内しますので、総会開催の参考としてください。

《総会に会員が出席しないで表決する方法（欠席する場合）》

認可地縁団体（法人化自治会）の根拠法令：地方自治法第260条の18第2項
認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

会員（自治会の構成員で議決権を持つ人）は、自治会の総会等に出席できない場合、事前に手続きすることにより提案されている議案に対して表決することができます。

方法は、**（1）「書面表決」による方法**と**（2）「委任状」による方法**の2種類です。

- 1 書面表決書による方法
⇒書面で議案に対して「賛成・反対」の意思表示や意見を伝える方法
- 2 委任状による方法
⇒総会に出席する人から自分の代理人を定め、権限を委任する方法

《補足》・「書面表決」による方法、「委任状」による方法ともに、表決をする最小数の人数（最低3人以上が望ましい）は必要となります。

《総会の開催方法》

- 1 書面表決書による方法
書面表決は、全会員のうち一部の人又は会員全員で実施することもできます。
ここでは、会員全員が書面表決による場合を説明します。

《注意》会員全員が書面表決書による方法となった場合でも、議事録作成及び不正防止のため、複数人（最低3人以上が望ましい）が集まり集計する必要があります。

[参考様式]

- ア 開催のお知らせ及び書面表決書
 - イ 自治会総会（書面表決）報告書〔全員が書面表決書の場合に使用〕
 - ・報告様式と議事録を一つの様式にまとめてあります。
- ※参考様式は、適宜修正して使用してください。

書面表決の流れ（会員全員が書面表決をする場合）

- ①「総会の開催のお知らせ及び書面表決書」、「議案」、を会員へ配布する
➡〔参考様式〕ア 開催のお知らせ及び書面表決書
- ②会員から「書面表決書」を提出してもらう
書面表決書は、提出又は回収のどちらでも構いません
- ③総会を開催する（提出された書面表決書数を出席者数、議案の表決に加える）
総会＝書面表決の集計 となります
「総会出席者数」、「総会の成立の可否」、「議長・議事録署名人の指名」、「各議案に対する結果の集計」を行います
- ④総会の結果を回覧等で会員に報告する
➡〔参考様式〕イ 自治会総会（書面表決）報告書

2 委任状による方法

総会に出席する人から自分の代理人を定め、権限を委任する方法です。

総会を欠席する場合や会員数が多く総会に全員が出席できない場合などに活用します。

※ 出席者の中から、議長及び議事録署名人を指名する必要があります。

※ 委任状の様式はあくまで参考です。自治会規約等で定められた委任状を使用してください。

委任状による開催の流れ

- ①「総会の開催のお知らせ及び委任状」、「議案」を会員へ配布する
➡〔参考様式〕ウ 総会の開催のお知らせ及び委任状
- ②会員から「委任状」を提出してもらう
- ③総会を開催する（提出された委任状数を出席者数、議案の表決に加える）
最小人数での開催の場合、議案や結果を会員へ報告することが必要な場合があります

《総会、書面表決の集計には、感染予防対策の実施をしてください》

屋内の会議室等で人が集まる場合は、次のことに注意してください。

- (1) 体調の悪い人や発熱などの風邪の症状があるときは出席を控えてもらう。
- (2) 出席者は咳エチケットや手洗い等を実践する。
- (3) 会議室等の換気を十分に行う。
- (4) 多くの人が密集しないようにする。
- (5) 多くの人の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。